

令和4年1月31日

登米市立学校における新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業について

市内の学校において、生徒1名が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査を実施した結果、陽性と確認されました。

つきましては、健康・安全を第一に考えた上で、子どもたちの命を守る観点、そして市民への感染拡大防止の観点から、当該学校について、以下のとおり臨時休業の措置といたしました。

記

1 臨時休業の学校

登米市立米山中学校

2 臨時休業期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月3日（木）まで

※なお、状況によっては臨時休業期間を延長する場合があります。

3 その他

今後、濃厚接触者等の特定（PCR検査）の手続きを進めていく予定です。

休業の間、学校の消毒作業等を実施いたします。

[問い合わせ]

教育委員会教育部

次長兼学校教育管理監 二階堂順一郎

TEL：0220-34-2679（直通）